(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進 及び手話の普及等に関し、基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らか にするとともに、町が推進する施策の基本的な事項を定めることにより、町民等に 手話及びろう者に対する理解を深め、並びにろう者が手話を使用しやすい環境をつ くり、もつて、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現に寄与するこ とを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) ろう者 聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
 - (2) 手話の普及等 言語としての手話の認識の普及、手話を学ぶ機会の確保その 他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。
 - (3) 手話通訳者 ろう者及びろう者以外の者との間で円滑に意思疎通を図ること ができるよう、手話により支援を行う者をいう。

(基本理念)

- 第3条 手話の普及等は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。
 - (1) 手話が独自の体系を有する言語であつて、ろう者が心豊かな社会生活を営む ために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行うこと。
 - (2) 手話は、ろう者にとつて情報の取得、意思の表示及び他者との意思疎通を図る手段として必要な言語であるとの認識の下に行うこと。
 - (3) ろう者が手話により意思疎通を行う権利を有し、当該権利は尊重されなければならないこと。

(町の役割)

第4条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、手話の普及等に関する必要な施策を推進するものとする。

(町民等の役割)

第5条 町民等は、基本理念にのつとり、町が推進する手話の普及等に関する施策に 協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのつとり、町が推進する手話の普及等に関する施策に 協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとす る。

(施策の推進)

- 第7条 町は、次に掲げる施策を推進するものとする。
 - (1) 手話に対する理解の促進に関する施策
 - (2) 手話による意思疎通の支援に関する施策
 - (3) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(手話通訳者等の育成)

第8条 町は、ろう者及び手話通訳者と協力して、手話通訳者その他手話を使用することができる者の育成に努めるものとする。

(財政措置)

第9条 町は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講 ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

制定理由

手話は言語であるという認識の下に、町民の手話への理解の促進を図ることにより、 地域における手話の使いやすい環境を構築することで、町民が自立した日常生活を営 み、社会参加をし、心豊かにくらすことができる地域社会の実現に寄与することを目 的に制定するものである。